

PRTR 法 15 年度届出外排出量推計法の見直し 経産省、環境省



経済産業省と環境省は平成16年12月20日、国が算出することになっている「化学物質排出把握管理促進（PRTR）法」届出外排出量の平成15年度分推計方針のうち、従業員数、取扱量の要件を満たさないため届出がされない対象業種事業所からの排出量推計法の見直し方針案を公表し、この案について17年1月11日まで意見募集を行うことにしました。

この見直し方針案は推計精度の向上をめざしたものです。

この分野の推計に使用している各種統計資料、アンケート結果の定期的更新、データに基づく排出係数の適宜見直しを行うとし、具体的には(1)業種別・対象物質別の排出量推計で、従来従業員21人未満の事業所と21人以上だが取扱量が規程未満の事業所を分けて推計していましたが、15年度以降はまとめて推計することにする、(2)業種別・対象物質別の排出量推計の基礎データとなる業種別・対象物質別の事業所あたり平均取扱量の算出ソースを従来の至近年度調査結果から至近2年度分の調査結果に改める、(3)排出源別排出量推計法は15年度から新たな方法を併用することも可能とする - などの内容を示しました。

なおこの部分以外の15年度届出外排出量推計方針案への意見募集はすでに実施済みです。

資料:2004年12月20日付 EICネット

総務箇所 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

